

国保の届出 こんなときには14日以内に届出を

世帯の全員または一部につきのような異動があった場合、世帯主は必ず14日以内に国保担当窓口へ届け出てください。

こんなときには14日以内に届け出を!

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書、印かん
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者ではない理由の証明書、印かん
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳、印かん
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、印かん
	職場の健康保険に加入したとき／職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの、印かん
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印かん
	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、年金証書、印かん
	同じ市区町村内で住所が変わったとき／世帯主や氏名が変わったとき／世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	保険証、印かん
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印かん
	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、印かん

国民健康保険の加入・脱退の届出を忘れずに

保険税の納付も確認しましょう

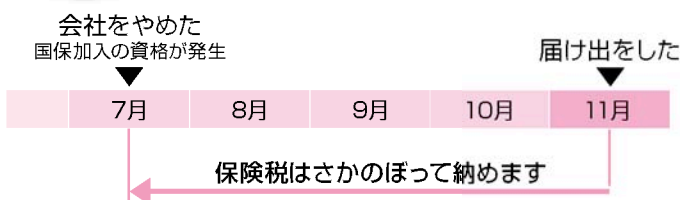
保険税の納め方は



保険税は資格が発生した月から納めます

保険税を納めるのは、加入の届け出をしたときからではなく、国保の資格を得たときからです。届け出が送れると、届け出をしていなかった期間の保険税もさかのぼって納めなければなりません。

たとえば 7月に会社をやめて、
同じ年の11月に国保加入の届け出をした人は



年度の途中で加入したとき

保険税は毎年4月から翌年3月までの年度ごとに算出されますが、年度の途中で加入したら、保険税は月割りになります。

●年度の途中で加入したときの保険税

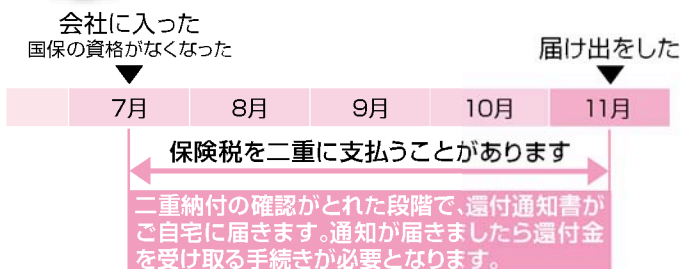
$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$



届け出が遅れると保険税を二重に支払ってしまうことも

職場の健康保険に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

たとえば 7月に会社に入って、
同じ年の11月に国保脱退の届け出をした人は



年度の途中で脱退したとき

保険税は毎年4月から翌年3月までの年度ごとに算出されますが、年度の途中で脱退したら、保険税は月割りになります。

●年度の途中で脱退したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{4月から脱退した月の前月までの月数}}{12}$$

保険税の納め方は